

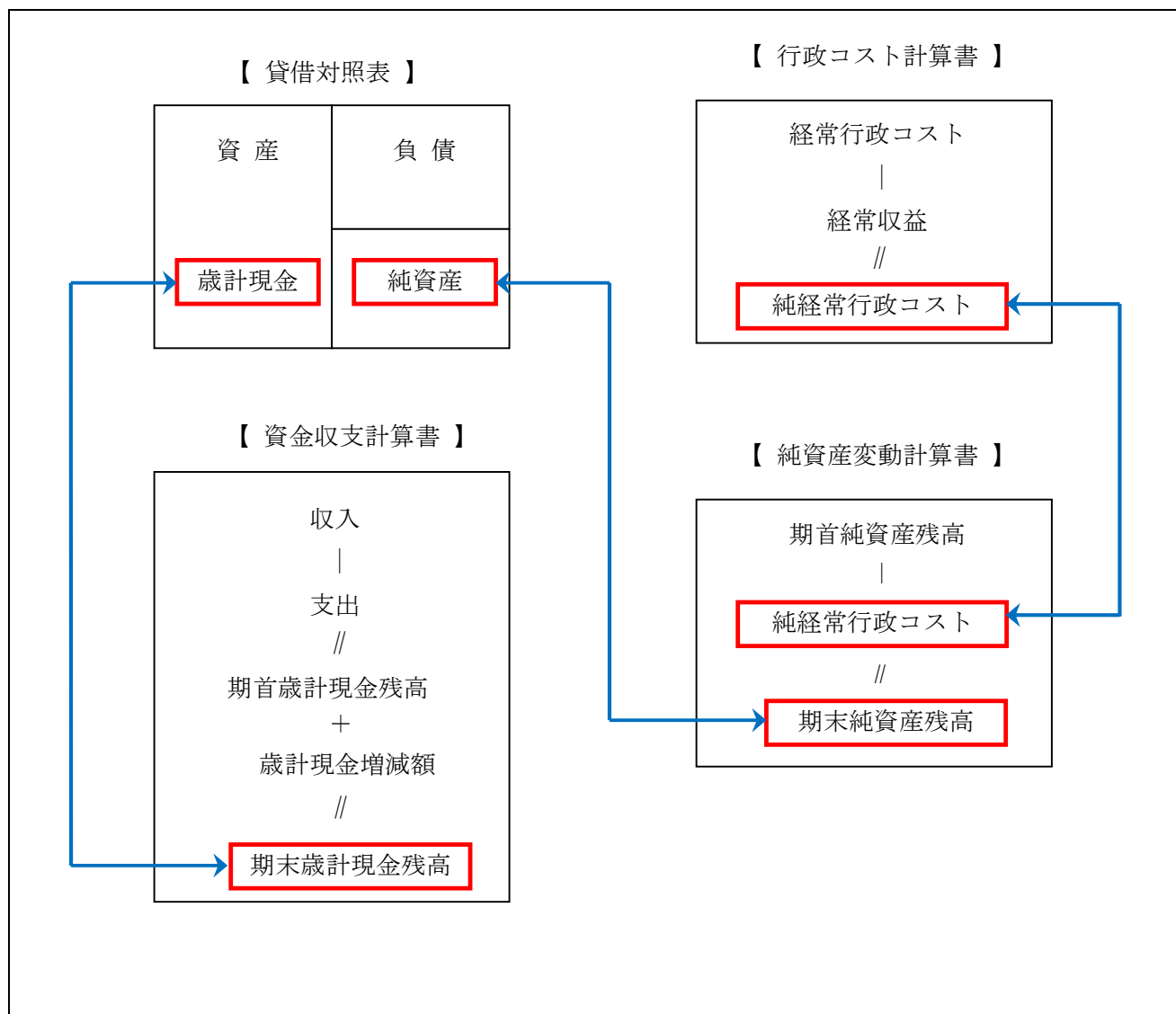
財務書類は4つの表から構成されており、それぞれが連動しています。貸借対照表の純資産は、国県からの補助金や自団体の財源で既に負担した部分を表しています。この純資産の変動を表したものが、純資産変動計算書です。純資産変動計算書における純経常コストが一般財源、補助金等受入等を超過すれば、純資産が減少し、逆に一般財源、補助金等受入等が純経常行政コストを超過すれば、純資産が増加することになります。

行政コスト計算書は、純資産変動計算書の純経常行政コストの明細であり、1年間にかかった経常コスト総額から受益者負担である経常収益を控除することで、一般財源、補助金等受入等で負担すべき純経常行政コストが算出されます。

資金収支計算書の期末歳計現金残高は、貸借対照表の歳計現金と一致します。このことは、資金収支計算書が、貸借対照表に計上されている歳計現金の増減の明細であることを意味します。

4表の相関関係を表示すると次のようになります。

《財務書類4表の関係》



貸借対照表とは

地方公共団体の毎年度決算は、1年間にどのような収入があり、何にいくら支出したかなど、現金の動きを表すのに適していますが、土地や建物、現金などの資産をどれくらい所有し、また資産を得るためにどの程度の負債を抱えているのかは把握しにくいものとなっています。

地方公共団体の貸借対照表は、これらの資産や負債など財政状況を表にまとめたものであり、財務諸表の中心になるものです。

貸借対照表の左側は当該作成年度末現在において所有している土地や建物から、株や現金・預金のようなものまでを表します。これらをまとめて資産といい、住民の財産として将来世代に残る財産や権利等の金額が計上されます。

対する右側は資産を手に入れるために使ったお金の出所であり、地方債などの将来の住民負担額を表す負債と、既に支払われて返済する必要のない国や県からの補助金や一般財源などがあります。

純資産の部には今までの住民負担額が計上されます。

つまり、資産の部は、「資金の使途」を、負債、純資産の部には「資金調達方法」を示したものになります。

貸借対照表の構造

借方	貸方
【 資産 】	【 負債 】
土地、建物など 財産・資産	地方債など将来世代の負担分
	【 純資産 】
	これまでの世代が負担した資産
資金の使途	資金の調達方法

行政コスト計算書とは

地方公共団体の行政活動は、貸借対照表に表される資産の形成のみでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めています。

つまり、貸借対照表が将来世代も利用できる資産の形成実績を示しているのに対し、行政コスト計算書は、人的なサービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスの活動実績をコストという側面から把握したものです。

純資産変動計算書とは

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部に計上された『公共資産等整備国庫補助金等』『公共資産等整備一般財源等』『その他一般財源等』『資産評価差額』の4項目について、当該年度の期首と期末でどのような変動要因があったのかを、フロー形式で確認するものです。つまり、これまでの世代が負担してきた部分になり、1年間でこれまでの世代が負担してきた部分の増減を把握できます。

経常項目		
純経常行政コスト		行政コスト計算書における純経常行政コスト
一般財源	地方税	地方税の当該年度収入額と長期延滞債権及び未収金として新たに貸借対照表に計上した額
	地方交付税	普通交付税及び特別交付税
	その他行政コスト 充当財源	地方譲与税、各種交付金、財産収入、繰入金、諸収入の当該年度の収入額と長期延滞債権及び未収金として新たに貸借対照表に計上した額
補助金等受入		国庫支出金及び県支出金
臨時損益	投資損失	投資及び出資金の時価または実質価額が取得価額に比べ30%以上下落した場合の当該下落額
科目振替	公共資産整備への 財源投入	貸借対照表の公共資産を整備するために充当された財源の変動額
	貸付金・出資金等への 財源投入	投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の積立等に充当された財源の変動額
	貸付金・出資金等の 回収等による財源増	投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の取り崩し等による財源の変動額
	減価償却による財源増	減価償却により、公共資産等整備にかかる財源から、その他一般財源へ振り替わった額
	地方債償還に伴う 財源振替	地方債元金償還額に負担した一般財源を、その他一般財源から公共資産等整備一般財源等へ振り替わった額
資産評価替えによる変動額		資産の評価替を行った際の差額や、売却可能資産へ計上した額、市場価格のある出資金の時価評価による差額等

資金収支計算書とは

資金収支計算書とは、歳計現金の出入りの情報を性質の異なる3つの活動区分(経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部)に分けて表示し、その支出と財源の関係を確認するための財務書類です。

1 経常的収支の部	
人件費	
物件費	
社会保障給付	
補助金等	
支払利息	
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	
その他支出	
支 出 合 計	
地方税	
地方交付税	
国県補助金等	
使用料・手数料	
分担金・負担金・寄附金	
諸収入	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収 入 合 計	
経 常 的 収 支 額	

・経常的収支の部

経常的な行政活動による資金収支が該当します。
具体的には人件費、物件費、社会保障給付、支払利息、建設物等の維持管理費などの支出と、地方税、使用料、手数料などの収入が計上されます。

2 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	
公共資産整備補助金等支出	
他会計等への建設費充当財源繰出支出	
支 出 合 計	
国県補助金等	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収 入 合 計	
公 共 資 産 整 備 収 支 額	

・公共資産整備収支の部

公共資産整備にかかる支出とその財源の収入が該当します。
支出には、自団体で整備する公共資産整備支出、他団体に補助金を支出して公共資産に充当されたものが計上されます。
「公共資産整備収支の部」の不足額は「経常的収支の部」の黒字額の範囲内に抑えることが望ましいとされます。

3 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	
貸付金	
基金積立額	
定額運用基金への繰出支出	
他会計等への公債費充当財源繰出支出	
地方債償還額	
支 出 合 計	
国県補助金等	
貸付金回収額	
基金取崩額	
地方債発行額	
公共資産等売却収入	
その他収入	
収 入 合 計	
投 資 ・ 財 務 的 収 支 額	

・投資・財務的収支の部

出資、基金積立、借入金返済などの支出とその財源の収入が該当します。
支出には貸付金、基金積立金、他団体に対する出資、地方債の元金償還額、他会計の繰出金や出資金のうち地方債の元金償還に充当されたものが計上されます。
収入には貸付金の返還金や公共資産の売却収入の他に上記支出の財源となった地方債などが計上されます。